

## 堺市動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則

堺市動物の愛護及び管理に関する規則（平成18年規則第40号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「堺市動物愛護管理員証（様式第7号）」を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（犬のマイクロチップ除去届出書）

第16条 法第39条の7第5項の規定による届出は、堺市犬のマイクロチップ除去届出書（様式第7号）により行わなければならない。

様式第7号を次のように改める。

（次のよう 別記）

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第7号 (第16条関係)

堺市犬のマイクロチップ除去届出書

年 月 日

堺市長 殿

犬の所有者 住所 (所在地)  
(届出者) 氏名 (名称)  
(代表者氏名)  
電 話 番 号

次の犬について、装着されたマイクロチップを取り除きましたので、動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

犬	登録番号 (マイクロチップの識別番号)			
	種 類		毛 色	
	名		生 年 月 日	年 月 日
	性 別		そ の 他 特 徴	
取り除いた年月日		年 月 日		
取り除いた理由				